

		本日をもって招集されました令和7年第2回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から6月13日までの2日間とすることに決定しましたので、報告いたします。 次に、一般質問については、1名の通告がありました。 意見書案については、お手元に配付のとおり提出することにしましたので、御賛同よろしくお願いたします。 あらかじめ関係資料をつけて御覧いただいておりますので、一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することとします。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われます御協力をお願いし、委員長報告といたします。
議	長	お諮りします。本定例会の議会運営につきましては、委員長報告のとおりとし、会期は、本日から6月13日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日までの2日間と決定しました。
議	長	提出案件は、補正予算案2件、条例の一部改正案5件、財産の取得案2件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、意見書案6件、閉会中の継続調査の申出1件、議員の派遣1件の計18件であります。
議	長	町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。
議	長	町長

町	長 令和7年第2回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。 去る6月9日の午後7時頃、江差警察署から本町付近で熊の目撃情報があったとの連絡を受け、担当者が警察と共に対応をいたしました。その後、地元猟友会の皆様に御協力をいただいておりますが、発見には至っておりません。 町民の皆様には、早朝や夕方の薄暗い時間帯に外出する際は十分にお気をつけいただきたいということと、熊を引き寄せる原因となる生ごみ等の適切な管理に御協力をお願い申し上げます。 目撃情報が寄せられた際に、パトカーが周辺を巡回し、スピーカーによる注意喚起を行いました。聞こえづらいとの御意見も寄せられております。町の公式LINEでも周知を行いました。一つの情報ツールとしてより多くの皆様に活用いただけるよう、今後も取り進めてまいります。 また、現在導入を進めている防災情報配信システムは、戸別受信機やスマートフォンアプリを活用した情報発信を行っていく予定ですが、このシステムは、防災安全情報に特化した情報発信を行っていく予定です。複数の方法で情報を発信することで、町民が必要とする情報をより確実に伝えることにつながりますので、システムの早期導入と早期定着に向けて取り進めてまいります。 さて、最近では、令和の米騒動と言われるように米に関する話題が連日のように取り上げられています。小泉農林水産大臣が政府備蓄米の随意契約による売渡しに踏み切ったことで、ようやく米の値段に落ち着きが見られるようになってきました。少なくとも米がなくなる、高くて買えないという国民の不安は少し払拭されたように思います。 ある程度の米の価格を維持しつつ農家の所得をしっかりと確保し、農家を守る、日本の米を守
---	---

る、そのような政策を期待するところであります。

米の適正な価格については、政府のかじ取りは大変難しいものとなっておりますが、国産米が高過ぎて大量の輸入米が入ってくることは避けなければなりませんし、農家の新たな所得補償も含め、生産者と消費者が納得できるような議論がなされるよう、切に願っているところであります。

緑町ふれあいセンター新築工事が着工となりました。工期は、11月14日秋頃の完成を予定していますが、その後、現在の緑町コミュニティセンターは集会施設としての役目を終え、道の駅の仮店舗として改修し、活用する予定です。改修と移転が完了次第、現在の道の駅物産センターの解体工事へと移行し、新しい物産センターの建設につなげてまいります。

昨年度の道の駅物産センターは、31万7,000人が来場し、販売額は1億6,400万円と前年を8パーセント上回る好成績となりました。今年度は、天候不順の影響で4月と5月は若干伸び悩んでおりますが、当町の道の駅にはまだまだ大きなポテンシャルがあると期待しているところです。

また、鶉町のコンビニエンスストア「ハマナスクラブ」の販売実績も7,000万円を超え、計画を上回る結果となりました。地域の皆様の御協力があったことに感謝を申し上げます。

引き続き地域の活性化に寄与し、店舗の持続的かつ安定的な経営に資するよう、素敵な過疎づくり株式会社と共に取り組んでまいります。

決算上は若干の赤字になっていますが、消費税等の還付を考慮すると、実質的には収支が均衡する状況にあると思っております。

今後も補助事業を活用しながら、効率的な経営手法を探ってまいります。

今年度は、太陽光発電設備の設置を予定しており、完了後は、電気代の削減だけでなく災害対策にも活用できる見込みです。地域の買物、交流、そして防災の拠点としての役割も果たすことができる施設になると考えているところであります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案 2 件、条例の一部改正案 5 件、契約の締結案 2 件、繰越明許費の繰越報告 1 件の計 1 0 件であります。

議案第 1 号の令和 7 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、4, 5 5 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 5 6 億 5, 3 0 7 万 3, 0 0 0 円とするもので、主な内容は、総務費では、赤沼町の旧教職員住宅解体工事実施設計委託料、ダイバーシティ・インストラクター事業委託料、戸籍情報システム改修委託料であります。

民生費では、遺族会運営費補助金、社会福祉協議会車両購入事業費補助金であります。

農林水産業費では、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業費補助金、商工費では、うずら温泉浴室改修工事及び照明 L E D 化工事実施設計委託料、教育費では、総合体育館等照明 L E D 化工事実施設計委託料を計上しております。

議案第 2 号の令和 7 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、4 3 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 4 億 9, 6 0 6 万 6, 0 0 0 円とするもので、国民健康保険システム改修委託料であります。

議案第 3 号の厚沢部町選挙ポスター掲示場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、投票所の統合により選挙ポスター掲示場の投票区ごとの設置数を変更する必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 号の厚沢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

きましては、人事院規則の改正を踏まえて、職員への仕事と育児の両立支援制度等に係る意識確認の措置等に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第5号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を行う規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号の厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、4月1日から南檜山圏域の救急夜間当番体制を道立江差病院に集約したことに伴い、国保病院の夜間救急外来患者に対する院内待機が不要になることから、救急看護待機手当の額を見直し、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号のふれあいセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、緑町コミュニティセンターを道の駅の物産センターの仮店舗として、また、新たに緑町ふれあいセンターを整備することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号の財産の取得につきましては、厚沢部町立学校情報機器購入事業に係る学習端末の購入予定価格が条例で定める額を上回ることにより議会の議決を求めるものであり、去る5月23日に指名競争入札を行った結果、N T Tコミュニケーションズ株式会社北海道支社が1, 820万5, 310円で落札し、また、議案第9号の財産の取得につきましては、厚沢部町防災情報システム整備事業に係る戸別受信機及び付帯機器の一式の購入予定価格が条例で定める額を上回ることにより議会の議決を求めるものであり、去る5月30日に公募型プロポーザルを行った結果、N T Tアドバンステクノロジー株式会社が5, 027万円で落札し、現在仮契約中であり、本

議 議 議 佐々木議員	契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 報告第1号の厚沢部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。 以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてますので、御審議の上、御賛同賜われますようよろしくお願い申し上げます。 日程第5一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。 それでは、10番、佐々木宏議員 10番、佐々木議員 それでは、6月定例会一般質問をさせていただきます。 住民の安全確保の手段をと題しまして質問いたします。 本年の厚沢部町農業においては、天候不順により春作業が遅れるなど、作物の生育管理に気の抜けない状況が続いております。また、野ネズミの大量出没など異常事態で心配する中、先般6月上旬に、北海道で相次ぐ地震で危機感が高まる中、日本海側巨大地震被害を想定して、北海道が冬の深夜に北海道南西沖等の断層で地震が起きた場合、死者は最大約7,500人に及ぶとの報告書がありました。 本町においては、大雨災害等の対策を進めているところですが、今回の公表を受け、住民を守る事前の手段で減災に向けた対策が大切と考えますが、町長の所見を伺うものです。 1つに、住民に対する防災意識向上の取組についてです。
--------------------------------	---

議 町 長 長	2 つに、町内自主防災組織の防災訓練の進捗状況はどうなっていますか。 3 つに、高齢者らの要支援者の個別避難計画の対応についてです。 4、町内指定避難場所の二次避難対策は万全でしょうか。 5 として、各町内会に対応した避難路整備が必要でないか。 以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。 町長 佐々木議員の住民安全確保の手段についての御質問であります。 御質問にありましたとおり、6 月 3 日に北海道が、日本海側沿岸地域で巨大地震と津波が発生した場合の被害想定について公表したところです。幸い、当町は津波の影響はほとんどなく、人的被害が想定されておりませんが、日頃からあらゆる災害に対し十分な備えをしておくことが重要だと考えております。 当町では、今年 3 月に防災ハザードマップの改訂版を作成し、町内全戸への配付を終えているところであり、また、現在災害時に住民への確実かつ迅速な防災情報伝達を行うため、携帯電話網を活用し、戸別受信機とスマートフォンアプリによる情報配信システムの導入を進めているところでもあります。 まず、1 点目の住民に対する防災意識向上の取組についての御質問であります。 町が災害対策を強化すること、いわゆる公助を充実させることは大変重要です。一方、住民の皆様が自らの安全を守るために必要な知識と行動力を身につけていただくことが、最も重要であると認識しております。 そのため、防災意識の向上を図るため、先ほど申し上げましたとおり、ハザードマップを全戸
-------------------------------	---

に配付しており、洪水が想定される範囲や浸水想定箇所が分かるだけでなく、避難場所、非常時の持ち出し品や備蓄品、避難情報に関する内容を冊子にまとめ、災害の備えに関する情報を提供しています。

また、昨年１１月には、町内３か所で防災に関するワークショップを開催し、ハザードマップ改訂の説明や一人ひとりが日常生活の中で防災意識を持つことの重要性についても説明しております。

さらに、今年度予定している新たな防災情報配信システムの導入の際には、システムの説明とともに防災に関する意識啓発も行っております。

次に、２点目の町内自主防災組織の防災訓練の進捗状況についての御質問であります。

本町では、各町内会を自主防災組織と位置づけ、災害への備えとして体制整備に努めていただいております。活動状況は各町内会ごとに異なりますが、町で把握している活動の一例といたしましては、昨年３月に館町町内会が防災等に関する研修会を開催しております。その際、講師として担当職員を派遣し、活動の支援を行っております。今年の秋には、富栄町内会が同様の研修を実施する予定であり、講師の派遣依頼を受けておりますので、今後も随時積極的に支援を行ってまいります。

次に、３点目の高齢者ら要支援者の個別避難計画の対応についてであります。町の避難行動要支援者計画に基づいてその対象者を把握しています。現時点では、要支援者は１００人おり、そのうち個別避難計画を策定しているのは１５人です。

保健福祉課では、町の高齢者福祉サービス事業の一環として緊急通報装置を設置している方など、支援が早急に必要とされる方を優先して個別避難計画の作成に取り組んでいます。

議 長	今後も計画の対象者を随時見直していくとともに、その内容の充実を図ってまいります。 4点目の町内指定避難所の二次避難対策についてであります。 まず、二次避難所とは、災害発生後に一時的に避難する場所から生活環境が整った場所へ移動し、災害が終息した後、自宅に戻ることが困難な人が滞在する場所、また、高齢者や障害者、妊婦などの避難生活において特別な配慮が必要な方々が、一般の避難所での生活が難しい場合に利用できる福祉避難所を指します。 現在、当町は保健福祉総合センターを福祉避難所に指定しています。当センターは、役場庁舎に近く、職員も常住している施設でありますので、個別にきめ細かな対応が可能な施設であると考えております。 5点目の各町内会に対応した避難路整備が必要ではないかということについてですが、災害時に多くの町民の生命と安全を守るために、迅速かつ円滑な避難行動が不可欠であることは言うまでもありません。避難路は、地震や洪水、台風など自然災害が発生した際に、町民が安全に避難場所へ移動できる経路であり、その確保は非常に重要な行政の責任であると考えております。 当町においては、大雨災害を想定した場合、道路の状況によって、また、降雨位置や水系の状況により危険な経路が変わってきますので、今後各町内会と連携して幾つかの避難経路を確認してまいります。 いずれにしても、町道に関しては日頃の適切な管理に努めながら非常事態に備えることが基本であると考えております。 以上でございます。 10番、佐々木議員
------------	---

佐々木議員	防災ハザードマップ、私も大変勉強不足で申し訳なかったんですけども、質問通告後に勉強しました。この今回のハザードマップにつきましては、今回公表された部分に完全に対応、対応というか、そういうのを折り込んだ中身になっておられるのか、その点についてまず確認したいというふうに思います。
議長 総務財政課長	総務財政課長 今回報道がありまして北海道が公表しました津波、地震を想定した被害につきましては、町長の答弁にもありましたが、津波の被害はほとんどなくということではありますが、防災ハザードマップの一番最後のページに津波ハザードマップというものを載せておりまして、一部農地に影響があるものの、ほんの一部、美和地区の一部、川の付近になりますが、そこに津波が想定されておりますが、そのほか人が住んでいる部分ですとか、ほとんどの町内の地域については影響がありません。ただ、参考としまして、一番最後のページにハザードマップを載せているというところ です。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 質問がちょっとまずかったです。要するに今回の公表された内容については、3月に配付したハザードマップの津波の部分については、道の想定に基づく断層F17、18というような部分を想定した完成度の高い中身であるということ で理解してよろしいでしょうか。
議長 副町長	副町長 先ほど課長からの答弁にもありまして、こちらの想定につきましては、北海道のそういった情報を基にいたしまして、地震があった場合の津波の浸水想定区域ということ を想定しておりますので、このハザードマップの浸水想定区域の中にも考慮されているということ で間違いな

議長 佐々木議員	いということであります。 10番、佐々木議員 そしたら、御答弁のように、津波に関しては道の想定する範囲内であると、美和地区、あと厚沢部川沿いの低地帯のおそれはあるけれども、大きく、大きくというのはちょっと表現悪いんですけれども、心配するようなことではないということでは捉えました。 それじゃ、本当にもう衝撃的な道の発表が時間差で各町に、ハザードマップにはそういうふうな津波対応もきちっと周知されておりましたけれども、一般住民といいますか、道民に対しての公表が日本海側は終えたということで私は理解しているんですけれども、隣町の江差町、こういった対応を取っておられるのかというようなことでちょっと見てきました。その結果、やっぱり津波浸水する想定といったような部分で、それぞれ各集会施設を含め、道路沿いの電柱等に海拔何メートルですよといったような表示があります。 そういった点で厚沢部町はどうなっているのかと、私、下地区だけだったんですけれども、それぞれのセンターを含め見させていただきました。その結果、海拔低いところ、10メートル以下のところは表示あったんですけれども、美和地区も相当危ないなというようなことで見てきたんですけれども、そういった海拔何メートルの表示もないし、避難所といったようなそういう表示もないと。各施設の表示がないという部分についての対応は、どういう判断で表示のあるところ、ないところ、そういう経緯に至ったのかなという点についてお伺いします。
議長 総務財政課長	総務財政課長 当町は、各集会施設に海拔といいますか、標高何メートルという表示をしていると考えておりましたが、今の御質問ではついてなかったということでしたので後ほど確認いたしますが、いず

議長 佐々木議員	れにしましても、ハザードマップのほうには、各集会施設ごとに標高を記載しておりますので、まずはこちらのほうを御参照いただければと思います。お願いします。 10番、佐々木議員 避難場所の明確化をきちっとしていただきたいということが一つです。 それと、ハザードマップきちっと見てください、勉強してくださいよというようなことなんですけれども、目で見えて分かる防災意識の啓発といったようなことで、厚沢部町は津波の部分ではほぼ心配ないなというふうなことで理解したところなんですけれども、洪水、雨に関しての洪水想定、そういった部分の主なる浸水の深さの表示といいますか、例えば、館地区でこの辺では5メートルまで水没しますよと、町内各地でそういったハザードマップに基づいた目で見えて分かる、そういった工夫も必要でないかと考えるんですけれども、その点の取組についてはいかがでしょうか。
議長 副町長	副町長 一応浸水想定区域につきましては、ハザードマップの図面上で色分けされて表示されているところではあります。ただ、目で見えてすぐ分かるようにというふうなお話でございます。これから先ほどの答弁にもありましたとおり、いろいろな地域に入っていくまして、防災情報の伝達手段等の説明の際に、もう一度こういったハザードマップ等を使いまして、この地域はこのぐらいの浸水がありますよですとか、こういったもの、もし貼れるものがあるのであれば、地域の避難場所等でも表示して明示しておきたいというふうに考えております。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 私、令和3年にも今回の防災という部分で質問いたしております。その中で、21自主防災組

議 長 総 務 財 政 課 長	織がありますよといったようなことで、以前の令和３年の改訂版の折に、そういったようなことをきちっと細やかに地区で周知する方法が大事でないかというふうな提言もしたところです。そういった中で答弁としては、出前講演会の実施をするというような答弁もございましたけれども、残念ながらそういった細やかな実施はなかったのかなと私は判断しているところです。 そういったことを含めて、今回新しいシステムができるといった折につきましては、きちっとそういった部分と併せて、防災マップは各戸に配付されておりますけれども、中身的な部分を細やかに町民の方が熟知するまで見ておられるのかなといった部分についてはちょっと疑問がありますので、そういった部分をきちっと開催していただきたいという点についての取組はいかがでしょうか。 総務財政課長 議員言われるように、住民意識の啓発は重要だと考えております。災害対応につきましては、自助、共助が重要でありまして、地域の方々の日々の訓練ですとか意識醸成については大変重要であります。 そうした中で、今回防災情報配信システム、こちらのほう導入をすることで進めておりまして、災害時に住民への確実かつ迅速な防災情報の伝達を行うことが可能となりますので、また今までと違った避難行動になります。と言いますか、今まで以上に情報伝達が容易になりますので、そうしたシステムを取り入れた新しい防災対策を今後固めていく必要があります。また、導入が一応年度内の導入を目指しておりまして、来年度以降そうしたことをやっていかなければならないと、大変重要な事項と認識しております。 以上です。
----------------------------	--

議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 新しい防災システムできちっと対応しますよということですがけれども、発信する側はいいですがけれども、受け取る側の住民が全く基本的な部分、ここに住んでいるのは何メートル来たら水没するから逃げなければならない、また、想定4だとか5だとかと言われて、基本的認識をきちっと持っていなければ、それに対応できないという部分もありますので、その辺の取組は大事なというふうに思うところであります。その辺よろしくお願いいたします。 それと、私も町内会におります、役員やっています。そういった中で、当滝野地区が水没するよと、どこに逃げたらいいというようなことで、町内会長さんが総会の折に住民に提言しました。どうしたらいいんだというようなことだったんですけれども、結果的に高台に逃げるしかないというような話で終わったわけです。 それで、避難所は避難所なんですけれども、要するに避難所は当てにならないと、要するに避難可能な場所の選定というのは、やっぱりこれはきちっと町内会で明確に決定し、そこに逃げるんだよというようなことを事前にやっぱり取決めして、住民に、いざとなったらそこに逃げるよということを周知する手だてが必要でないかというふうに思います。その点については、やはりどうなんでしょうかね。もうちょっと町としてももう一押しも二押しもした中での取決めといった方向に持っていかないと、なかなか危なかったら高いところさ逃げるしかないべと、ただそれだけで終わっているのが実態でないかと思いますけれども、その辺の取組についてはいかがでしょうか。
議 長 総務財政課長	総務財政課長 先ほども御説明いたしましたが、防災情報配信システムが導入されるときに、スマートフォン

議 長 佐々木議員	アプリの使い方ですか、戸別受信機の使い方の説明をすることにしております。その際に、ハザードマップに記載している学習面という部分なのですが、危険度がこのぐらいになったら避難しましょうとか、そういった防災の情報についても併せて説明していきたいと思います。 そして、いざ大雨があったときには、まずは一時的には一次避難所に避難していただくんですけども、大雨の状況を見ながら、また避難する時間が多少ありますので、そこで二次的な避難、高いところに避難するというのは職員が中心となって誘導してまいりますので、そちらの高いところに避難していくという流れで考えておりますが、いずれにしましても町長御答弁にもありましたように、町内会に入った際には、そういった個別具体的な対応を町民の皆さんと協議していきたいと考えております。 10番、佐々木議員 次に、3点目です。
議 長 保健福祉課長	要支援者といった部分の対応です。これについては、随時見直していくと、当然のことです。当然対応する方については、ローリングして対応していくというのが基本だろうと思います。 それで、その見直しに当たっては、やっぱり地域の町内会、厚沢部は福祉で相当細やかに状況は分かっていると思いますけれども、連携を密にするというのが大事でないかというふうに思います。その辺の見直しに当たってどういった、町内会長関係なく大体分かるから、この人はこういうふうなローリングで計画策定しておられるんでしょうか。個別15人対応、策定済みだということなんですけれども、その辺の取組状況についてお願いいたします。 保健福祉課長 計画の作成の基準なんですけれども、基本的にはその避難計画を決定する方は、本人の同意

議 長 佐 々 木 議 員	がまず一つあります。その同意を得られた段階に行って次のステップ、その計画書を作成しているところが、現在15人確認しているということであります。 緊急通報システム利用者を主にまず実施できた部分につきましては、緊急通報システム使っている方につきましては、基本的には本人にある程度個人の情報を同意を得て、使うことに関して同意を得ないと、結局ボタンを押してただ行っても、消防も行っていないようなことになりますので、まず、本人の同意をきちっと得ているという部分から進めたところであります。当然そういう方については、地域の住民の方についても既に連絡、確認できておりますので、まずその方を中心に行ってきた経緯であります。 現状の基準につきましては、国の基準、国が想定した基準を主に名簿を作成して、その名簿の中から本当に必要な方を計画するという形で現状も進めてきております。 しかしながら、先ほど言ったとおり、本人のまず基本的な同意、同意を得たとしても地域の協力も当然、先ほどの議員の問いにあるように地域の皆様の協力を得ないと、まず、役場職員がそこに行ってもどうのということは、場所によってはほぼ不可能な場合がほとんどだと思われるので、策定も整理しつつ、また、先ほど言いましたとおり身体の状態は日々これ変わってきますので、今よくても半年たったら全然違うパターンという体の方も出てきていますので、その辺を踏まえた中、現状今進めていっているところであります。 基本的には、先ほど議員の質問にあったとおり、地域、町内会等の連携を今後も深め、また説明しつつ、この計画、必要な方については随時作成したいというふうに考えております。 10番、佐々木議員 基本姿勢、十分に理解しました。だけど、いざ緊急事態、命を守るといったような部分の計画
--------------------------	--

議 長 保 健 福 祉 課 長	が行き届いてないなというふうに判断したところです。 そういった部分で、高齢の方がおられる、親戚、親族おる方は何ら問題ないと思うんですけども、独居老人であるとか、そういったような部分が、どういうふうに緊急事態に対応するのかといった観点がちっと足りないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった部分については、やっぱり近隣の誰々さんは万が一のときは誰々さんが対応しますよと、それで対応できない場合には、あそこは消防団員が協力の下に助けますよといったような部分の取進めというのはどういうふうになっておられるでしょうか。 保健福祉課長 基本的に計画を策定している方につきましては、そういう部分、誰に連絡するとか、認知的な部分については、当然議員のおっしゃっているとおり把握しているところであります。 あと、今回計画になっていない残り80名弱いることになりますけれども、要支援者から考えると、それについても、ある程度の部分につきましては、親戚なりが近くにいる方の分については、当課なり包括支援センター等では、高齢者等については連絡ができるような部分は既に確認ができています。 よって、当然そういう形でそれを全部整理したものが次の計画という形になりますので、先ほども説明したとおりに随時整理した上で計画を作成し、また、地域の皆さんと協力して行っていきたいというふうに考えております。 10番、佐々木議員 随時取組を取り進め、お願いしたいというふうなことです。 次、4点目ですけれども、二次避難対策というふうなことで言われているのは、答弁はもっと
議 長 佐 々 木 議 員	

議 長 総務財政課長	もかなというふうに思うんですけれども、そういった中で、少子化というようなことで学校統合が進んでおられるといった中で、今回の避難所についても旧鶉小学校、鶉中学校、そしてまた場合によっては清和小学校等々、そういった施設の活用が見込まれるところでありますけれども、それについての管理ですね、避難所として活用できる体制はどういうふうな取進めで取り組んでおられるのでしょうか。
議 長 佐々木議員	総務財政課長 閉校した学校の活用についてでございますが、旧鶉中学校、旧鶉小学校につきましては、避難所として指定しておりますので適切に管理していくんですが、具体的にその施設の周辺の草刈りですとか、そういうことはやっております。ただ、具体的に人が避難したときにどうなるのかというの、具体的に検討しながら今後考えていきたいなと思います。 10番、佐々木議員 いざという部分に備えて、対応をお願いしたいと思います。 大雨、厚沢部は本当に心配されるところですけれども、安全な場所への避難といったようなことで、一次避難所が駄目なら車で高台に逃げてちょうだいと、そしてまた、安全な公共施設の駐車場、そしてまた、どうしてもなくなったら安全な道路といったようなことでハザードマップにもきちっと書かれておるところですけれども、問題は、学校統合において本当に最悪の場合、町内新町・本町地区においては、厚小の3階以上を避難施設として活用しますよと。館においては、館小の2階以上というようなことを掲載しておるところですけれども、これどうなんですか、もう義務教育学校等で新校舎建設というような話もございます。そういった部分も災害に対応した新校舎併設といった部分の考えも必要でないかと思うんですけれども、そういった部分の

議長 教育委員会事務局長	取組はどう考えておられるのでしょうか。 教育委員会事務局長 義務教育学校の建設場所についての質問ということなんですけれども、昨年度検討委員会を設置いたしまして、建設場所についても検討しているところでございます。現在、以前お話ししているとおりの、3つの候補地を挙げております。その中でこういった建物の建て方ができるのかということで、当然今予定しているところ、中学校ですとか厚沢部小学校の敷地等がありますけれども、浸水想定区域の範囲ということですので、建て方については、その防災の観点も取り入れて建てるということは重要かと思っております。建設場所についてはこれからの議論になりますけれども、そういった防災意識も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。 以上です。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 町長、どうなんですか、新しい校舎造っても、厚小、館小残して、避難所として管理運営していく考えなのかどうか、その辺の取進めはどう現在考えておられるんですか。
議長 町長	町長 このハザードマップは千年に一度の大雨という想定で、それで最大浸水これぐらいありますよということであります。そうすると、厚沢部町のほとんどが全部浸水するという千年に一度の雨ということになりますので、今の施設でどこまでカバーできるのかということになると思います。新しい義務教育学校をどこに設置するか、これからということでもありますけれども、当然その学校にも避難できる高さを維持するということが必要かなというふうに思いますし、今までの閉校にこれからなる、館小学校はまだ決まっておられませんけれども、館小学校、鶉小学校につい

議 長 佐々木 議員	ても、当然地域の避難所として活用していくというふうになるかなというふうに思っております。避難所を高台にどんどん建てるということも、なかなか財政的にも厳しいかなと思いますけれども、住民の安全のために少しでもいい方法がないかということで検討してまいります。 10番、佐々木議員 本当に千年に一度の大雨のハザードマップだよというようなことですが、以前の大雨、令和7年でしたか、八雲厚沢部線が通行止めになって孤立したという事例がありました。その折には、新町のあそこの堤防があと5センチ奥になったら、もうオーバーフローで新町が水浸しという事態も、千年に一度でなくても、そういった事態がもう差し迫っている状況であります。 今後やっぱり災害に関しては、想定外の事態であったというような言葉でなくして、万全のやっぱり体制整備の中で臨んでいていただきたいということを申し添えまして、住民の安全確保を進めていただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 総務財政課 長	一般質問の通告は以上であります。 これをもって終結します。 これより議事に入ります。 日程第6議案第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。 議案の説明を求めます。 総務財政課長 議案第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般についての質疑ありませんか。ページ数は５ページから９ページまでです。 (発言する声なし)
議	長	歳入全般についてであります。質疑ありませんか。(発言する声なし)
議	長	それでは、歳入の質疑を終結します。
議	長	議事の途中でありますが、１１時５分まで休憩をいたします。(１０：５６)
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。(１１：０５)
議	長	歳出は款ごとに行います。
議	長	最初に、２款総務費について質疑ありませんか。ページ数は１０ページから１２ページまでです。
議	長	２番、高田議員
高	田	総務費の最初の１０ページからいきたいと思います。
議	員	１０ページに３つほど、財産管理費、諸費、地域活性化事業とそれぞれ項目出てはいますが、まず、旧職員住宅解体工事設計委託料というのが出ているんですけども、これ場所がどこの箇所なのかということと、恐らく解体だけなので、その後どうするという話にはなっていないと思いますが、もしその後の活用の見込みがあるのであれば、そこの御説明が欲しい。
		それから、街路灯設置費等補助金というのがあります。これは、今回どこの場所の街路灯なのかというところ。
		それから、ダイバーシティのインストラクター事業の委託料とあります。これ説明資料でダイバーシティの説明があるんですが、ダイバーシティというのはそもそも何じゃというところから

議 長 総務財政課長	入るんですが、調べましたら要は多様性ということで説明してありますが、それでもまだ意味が分からないので、このダイバーシティのインストラクター事業について、どのような内容でどういう方を任用し、かつどういう事業を行うのかということの御説明をお願いいたします。
議 長 総務財政課長	総務財政課長 御質問のまず1つ目です、旧教職員住宅解体工事実施設計委託料であります、こちらのほう、場所は赤沼町の高見団地になります。こちらのほう、昨年度作成しました、こちらの公営住宅高見団地教職員住宅建て替え工事基本計画というのに基づきまして、こういった建て替えを行っていくために旧教職員住宅の解体を進めていこうとするものであります。
議 長 住民税務課長	住民税務課長 諸費の街路灯設置費補助金の設置場所についてですけれども、本町・新町町内会から防犯上の観点から街路灯の設置の要望があったため、設置に係る補助金の補正であります。場所につきましては、厚沢部中学校前2か所、教頭住宅前1か所、新たに住宅が建設された場所1か所の計4か所の設置であります。
議 長 政策推進課長	以上です。 政策推進課長 ダイバーシティの関係なんですけれども、御質問いただいたとおり、ダイバーシティ、イコール多様性ということでございまして、多様性とは何かというと、年齢、性別、国籍、人種、教育、職歴、価値観など様々なものがあります。そういった方々が共存している状態がダイバーシティということになります。その目的としましては、相互に尊重し合う行動などを促していく、誰もが安心して暮らせる社会の実現、多様性を力として新たな価値を創造するなどの教育的意義

議長 高田議員 議長 高田議員	で今回事業を進めていくことになります。 そして、具体的に言いますと、おとし認定こども園はぜるに外国人の講師がいたことは御存じかと思います。昨年度はその事業を進めようと思ったんですが、採用がかなわず、昨年度はゼロ人ということになっておりました。今年度、新たにちょっと事業としては、地域おこし協力隊の制度を活用しまして当初予算で1名、そして今回もう一人採用の見込みが出たので補正予算を組ませていただくということで、2名体制で認定こども園はぜるに外国人の講師の方を配置したいと考えております。 そして、どのような目的になるかといいますと、やはり今いろんなところに外国人がいたり、いろんな国籍、またいろんな価値観を持った方がおりますので、そういった部分で早期的な教育を促すという観点で外国人講師を配置して、そしてあくまで外国人講師という位置づけなので、以前いた講師の方は日本語を一切使わず外国語を使って子供たちに関わっていくような教育を展開しておりました。 内容については、以上でございます。 2番、高田議員 まず、街路灯で今後設置するということで、具体的に、それどこになるんですか、具体的な場所について。まず、そこが1つ。 高田議員、ダイバーシティの件はいいですか。いや、3回しかできないから。 今の御説明だと、外国人の方を1名でなくて2名、もう一名増やすということだというふうな内容であります。単純に外国人を増やすというだけで、本当にダイバーシティというのはいろんな意味の多様性があるので、そのほかに例えば別な事業をするというところまでの想定をして
--	--

議 長 住 民 税 務 課 長	いるということではないのでしょうか。 住民税務課長 設置場所、街路灯の設置の場所ということですが、厚沢部中学校前の町道に2か所、それと、今町営住宅がある教頭住宅前1か所、裏の教頭住宅前1か所、あと、厚沢部中学校通りの新築住宅が増えておりますので、その道路沿いに1か所、計4か所の要望があったところです。 以上です。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 ダイバーシティの現場レベルの話かなとは思いますが、ちょっと私のほうから触れさせていただきます。 まず、外国人講師の配置というのは、やはり英語をメインで使いますので、幼いうちから英語に触れていく、また、その文化に触れていくということで十分な教育意義があるのかと考えております。 そして、御質問いただいたそのほか多様性というのはいろいろなものがあるということは、私先ほど答弁したとおりなんですけれども、今認定こども園はぜるでは保育園留学、御存じだと思いますけれども、国内だけでなく国外のお子様も受け入れている状態でございますので、本当にいろんな国から来ていらっしゃいますので、そういった意味ではいろんな国の言語、文化、そして当然性別だとか年齢もありますので、そういった意味で、よその保育よりははるかに多様性を育める環境を認定こども園はぜるは取り入れていると言っているのかとは思っております。 以上です。

議 高 田 議 員	長	2 番、高田議員
		これは、今回は委託料という形で予算見えていますよね。ということは、町が直接雇用するのではなくて、ほかの事業に委託をして、そのインストラクターを稼働していただくということだと思ふんです。ということになると、そこの本当に生かし方というか、それはどういう形でやる予定なのか、計画なのかということを、もう少し詳しくできますか。
議 政 策 推 進 課 長	長	政策推進課長
		まず、今回委託料で計上しているのは、御質問いただいたとおり、企業が雇用して企業から協力隊として派遣を受けるような形で実際行うということで、その委託部分は、もう募集、採用、そして雇用も含めまして、あと、協力隊の例えば住宅を借りるとか、そういうところも含めての委託ということになっております。
		そして、じゃ、その会社なんですけれども、保育園留学に関するインストラクターということで株式会社キッチハイクに委託して、保育園留学、そして認定こども園の教育に合うインストラクターを雇用していただくということで効果を高める方法で取り進めております。
		じゃ、いつ頃から来るんだというお話もありますけれども、今採用を進めておりまして、7月中には赴任できるのではないかと考えております。
		以上です。
議	長	課長、もう少し具体的に、外国人講師というだけじゃなくて、そういう英語圏の人の対応かどうかも含めて答弁してもらいたい。英語圏以外の人でも対応できるような外国人講師なのか。（それで質問いいですかの声あり）いや、質問は3回で終わっているから。
議	長	政策推進課長

政 策 推 進 課 長	英語圏かどうかということですが、私まだ面接したわけではないので実際の言語は聞いておりませんが、履歴書は英語で出てきております。余り個人情報なので履歴書の中身は言えないんですけれども、多分焦点となるのは日本語どうなんだということになるんですけれども、すみません、英語で書いてあるのでちゃんとは読めてないんですけれども、日本語は初級レベルということでは書いております。 以上です。
議 長	ほかに 2 款総務費について質疑ありませんか。
議 長	5 番、香川議員
香 川 議 員	10 ページの一番冒頭の、まあ高田議員と同じ質問になってしまうんですけれども、教職員住宅解体工事実施設計委託料とあります。先ほど課長の説明で赤沼の高見団地の教職員住宅であるということは分かりましたけれども、実際この教職員住宅、何軒かあるんですけれども、解体の軒数としては何軒を計画しているか、説明をお願いします。
議 長	総務財政課長
総 務 財 政 課 長	旧教職員住宅につきましては、令和 8 年度、9 年度の 2 年度にわたりまして順次解体していくんですが、13 軒あります。7 棟の 13 軒であります。 なお、こちらのほう、来年度以降、解体につきましては、国の補助金も活用しながら進めていきたいと考えております。 以上です。
議 長	5 番、香川議員
香 川 議 員	解体の軒数としては分かりました。

議 長 建設水道課長	では、解体した後、当然建て替えするのかなと私は勝手に想像してしまうんですけども、もし解体して建て替えの計画があるのであれば、建て替えは何軒する予定であるのか、説明をお願いします。 建設水道課長 総務財政課長のほうからまず今説明ありましたのは、赤沼のまず手前のほうの、2本あると思うんですけども、手前のほうの道路を上がったところ右側、教職員住宅になっているんですよ。そちらのほうは、もう今教職員住んでいませんで一般の方が住んでいる状態で、総務が管理している状況になりますので、そちらの7棟をまず、順番的にはその7棟もひっくるめて壊すということと、左側には逆に教職員住宅が手前に2棟、一番奥に1棟、3棟あるんです。その間に町営住宅が4棟あるということになっていますので、住んでいる方も実際いますので、その調整を取りながら、実際にそれぞれの棟数を順次壊して、住んでいる方を工事に入っている方を移行させて、なおかつ計画としましては、そこに9棟、そちら側のゾーンで9棟、一応造るということの計画になっております。 以上です。
議 長 香川議員	5番、香川議員 先ほど建設水道課長の説明ありましたが、そしたら実際今後解体する場所に関しては、もう通知が行われていて、実際解体前にこちらに移ってとか、そういう配慮、その辺ももう進められているという捉えでよろしいのでしょうか。
議 長 総務財政課長	総務財政課長 順次、教職員住宅の後に町職員住宅ですとか公営住宅も解体して整備に入っていくんですけど

議 議 議 浜 塚 議 員 長 長 長 員	ども、まず今年度の設計は教職員住宅ということなのですが、今回この補正予算が通りましたら、住民の方々に説明していこうと考えております。 以上です。 ほかに２款総務費について質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは、次に、３款民生費について質疑ありませんか。ページ数は１３ページです。 ３番、浜塚議員 ページ数は１３ページです。ゆいま〜るの件でございます。４点質問したいと思います。 今回補正ということで、至った経緯についてお願いしたいと思います。 それから、入居者の数は何名で、うち町内出身者は何名おりますか。 それから、職員何名で、町の出身者は何名なのか。 ４点目、ゆいま〜るの経営状況というのはどのようになっていますか、お知らせください。 議 保 健 福 祉 課 長 長 保 健 福 祉 課 長 保健福祉課長 多分、老人福祉費の介護施設等環境改善事業費補助金のことの質問と判断します。すみません、私、ゆいま〜るとどこにも表現してないはずなんですけれども、まず、先に言われたのがちょっと気になりました。 対応施設は、議員おっしゃっているとおり、新町、そこにあるゆいま〜るであります。 補助金を受けた理由につきましては、公共的なスペースの部分について大きな物１台と小さなタイプを２台設置したいという、ゆいま〜るからの申出がありましたので、それを各ほかの、この事業につきましては小規模の施設、３０名入所以下の施設が全て対象事業でしたので、ほかの町内にあるグループホーム巴さん及びあっさぶ荘やまぶきにも確認した結果、両方とも今回この
---	--

議 長	事業についての要望はないということでしたので、このゆいま〜るのみの設定にしております。 ゆいま〜るから工事費 1 1 0 万円に対する補助金 5 5 万円という形で補助申請しています。 なお、この 3 0 名以下の小規模につきましては、4 分の 1 負担は公共団体、しかも所在する市区町村という形になりましたので、今回その分の 4 分の 1 を足して、歳出予算額は 8 2 万 5 , 0 0 0 円となっております。3 0 名以上の大きな施設になりますと、これが今後は同じ公共団体でも都道府県、北海道等の事業負担となるものであります。 まず、それが事業導入に当たった経緯であります。 すみません、その後の部分につきましては、すみません、私の調査不足で今手元に資料がないので、改めてお答えさせていただきたいと思います。 以上です。 今施設に入っている人の人数も分からない、把握してないのか。分かるかな、町長。満席で 2 0 名はいるんだけど、町内とか介護する人がどこの人かは分からないわけだ。決算内容も分からないと。
議 長 浜 塚 議 員	3 番、浜塚議員 それでは、町内では巴、滝野と新町にあります。そこでの冷房設備はどのようなになっているのか。人命にかかわる大事な設備だと思います。そんなことで、もしもないとすれば、ゆいま〜ると同様、同じような対応が必要であると考えます。もし、ないとしたら、どのような対応をするような考えがあるのか、お願いします。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 先ほどの問いの巴 2 施設につきましては、共用スペースにはそれぞれエアコンは設置済みであ

議 浜 塚 議 員 議 町 議	ります、確認できております。あと、先ほど言いましたけれども、あっさぶ荘やまぶきにつきましても、共用スペースに既に設置済みということで、この事業を活用しない部分もありますし、巴さんには再度確認したんですけれども、4分の1の自己負担がどうしても会社としての負担になるという部分があったものですから、今回どうですかと再度何回か確認させていただいたんですが、やっぱりその4分の1の負担、小さくしても4分の1の負担は出るということが最後のネックになるということで、今回はこの補助申請をしていないということになっております。 以上です。 3 番、浜塚議員 そしたら、4分の1の自己負担部分は手当がつかない、難しいということで断念したと、そういうような話でなかろうかと思えますけれども、町長、入居者に関する命に係る大事なものだと思えます。ゆいま～るには4分の1出してください、巴ではその分は町が負担しますよといううな話にはならないかとは思いますが、町長、考えはどうでしょうか。 町長 今回この冷房施設の整備ということで、ゆいま～るさんのほうから、共用部分にないのでそこに整備したいということでもあります。それで道のほうに申請したということでもあります。先ほど課長が言ったように、巴さんのほうの共用部分にはあるということで、事前にあるということです。ゆいま～るさんも、個室にはないということでもあります。どちらも民間の経営ということで、経営の状況によって対応するんだらうなというふうに思っておりますけれども、最低限これが必要だということで、今回町も補助するということでもあります。 1 番、中山議員
---	---

中山議員	13ページになるんですけれども、社会福祉総務費の中で町遺族会に対する補助金200万円あります。今後のスケジュール的なものと、完成したあかつきには何か事業を予定しているのかどうか、その辺について説明していただきたいと思います。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	遺族会に対する運営費補助金であります、さきの協議会において概略的な部分は説明させていただいたとおりの内容であります。この記念石碑の部分につきましては、今議会で審議、確定した段階において以降、遺族会及び業者と事務局と踏まえて随時整理していく、建立に向けて事務を進めたいというふうに考えております。一応概略的に業者さんに確認した結果では、11月までには完成できるというふうな見込みのことをいただいておりますので、完成し次第、場所は忠魂碑の周辺になりますけれども、その場所で落成式、落成するための記念式典を遺族会が行いたいということで現在進めているところであります。その後につきましては、それを開いた上で、遺族会の維持運営は続けていくかどうかは、また別の協議となると思います。 以上です。
議長	1番、中山議員
中山議員	大変遺族会のほうも高齢化していまして、80年という年月がたっていますので、そういう中で今後の遺族会の在り方というのも大変会長も心配しておりましたが、町としては、今後この遺族会に対する考え方というのはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員のおっしゃるとおり、会長及び会員から、高齢化によってそもそも会としての維持運営はもう難しいということは、こちらも把握しているところであります。この建立に当たった、建立

議長 高田議員 保健福祉課長	を決定した総会時にも、この８０年をもって、先ほど私言葉濁らしましたけれども、８０年をもって遺族会としては解散する方向にしたいというふうな言葉も、会長なり副会長から出ていたのは事実であります。 町としては、できる限りの部分、事務的な部分、各式典等の準備についてはこれからも引き続き協力しますよという形の体制は取っていく想定で答えてはおりますけれども、先ほど言いましたとおり、会としての運営そのもの、会員としての状況、会員の中でも、本当にもうここの会議に出てくるなり、例えば北海道の札幌の慰霊巡拝に行くなり、それについてももうほとんど難しいなりという意見がもう大半、函館の護国神社に行くのも今回３名ほどしか行けなかった部分もありますので、基本的には存続についてはかなり厳しいものと判断しているのが現状であります。 ２番、高田議員 今の中山議員の質問に関連するんですが、今回建てる石碑の中身をおある程度見させていただきました。そしたら、どの辺の位置で戦没されたというようなところの図が出てあったんですが、それが今の慰霊碑、私もちゃんと見てないんで分からないんですが、どの辺でどなたが亡くなったのかというところまで確認できるような状況にはあるんですか、これ教えてください。 保健福祉課長 基本的には確認できています。全てまだできてないので、もう一度、今古い資料等を整理しながら最終確認をしている現状ではありますが、７割から８割程度につきましては、一応場所、その場所とその方というものは、もともと把握できていたんで前回にお示しした図面ができていますので、その辺については最終的に１００になってないので、その１００に、できれば１００にし
----------------------------------	--

議	長	たいということで、作成した前担当者も踏まえて、今整理しているところであります。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、４款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は１４ページです。
香	川	５番、香川議員
議	員	１４ページの保健指導費の妊婦のための支援給付金になります。実際今、厚沢部町内も生まれるお子さんの数が減ってきている現状であります。非常にこういう施策って大事なのかなと思うんですけども、説明資料のナンバー２、２ページになりますけれども、そこにこの事業の説明が載っております。その中で、１、妊娠認定後人数８名掛ける５万円、そして２、認定している子供の人数８名掛ける５万円とあります。こういうふうに小分けにするということは、私の理解としては、例えば、２の妊娠している子供の人数、例えば双子が生まれる予定であるとか、そういう場合１０万円が支給されるのかなと思うんですけども、そういう捉えでよろしいのか、説明をお願いします。
議	長	保健福祉課長
保	健	どちらの交付につきましても子どもの届けた人数掛けるですので、今のように双子という形ではっきりしているのであれば、５万円掛ける２名分ですので１０万円という形になります。
議	長	以上です。
香	川	５番、香川議員
議	員	これは、あくまで妊娠期間中のための支援金、給付という捉えでよろしいのでしょうか。実際、妊娠はこの給付事業を使う、その後の出産に関しては、また違った補助が出るという捉えでよろしいのでしょうか。

議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 あくまでも今回補正させていただいた給付事業については、まず、妊娠という形の支援給付と、その後の出産、子供人数となります。それ以外の補填につきましては、当然今社会保険なりであります出産一時金等の金額が別な形でそれはそれぞれの形で出ていますので、あくまでもこれは本当の妊婦さんで、妊婦さんが生まれるまでの分について、最低１人であれば合わせて１０万円を支給する、国が直接支給する、全額国の負担ですので国から支給するという形の制度となっております。
議 長 香 川 議 員	５番、香川議員 妊娠されてから５万円、そして妊娠している子供の人数に応じての５万円とありますけれども、この積算根拠として、これはあくまでも国が指定してきた積算根拠に基づいての５万円であるのか、あるいは町として独自の積算根拠をもつての５万円であるのか、説明をお願いします。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 この５万円につきましては、国が定めた金額と同額の５万円であります。
議 長	ほかに衛生費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議 長	それでは、次に、６款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は１５ページです。
議 長 中 山 議 員	１番、中山議員 説明書にもあるとおり、こっちのほうで聞きたいと思うんですけれども、種ばれいしょの罹病率低減と種ばれいしょの緊急増殖とあります。罹病率低減については、抜き取りのことを指しているのかなというふうに理解していますけれども、この緊急増殖というのはどういうことを意味しているのか、まず１点説明していただきたいということと、補助金の下の方に作付面積があ

議長 農林課長	ります。令和6年度と令和7年度の、まあ7年度は計画ですけれども面積が変わっています。ということは、これ面積が減ったのかなというふうに理解しているんですけども、それによろしいでしょうか。 農林課長 まず、この畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業であります。これ、私のほうは2本のメニューを今回補正させていただく予定であります。 まず、種ばれいしょの罹病率低減、これにつきましては、議員おっしゃったとおり抜き取り回数、これについての取組であります。抜き取り回数を8回以上実施するとともに、アブラムシ防除の9回以上の防除、また栽培履歴の記帳、こういったものを徹底したことによって国から支援が受けられるというものであります。 もう一点、種ばれいしょの緊急増殖であります。これにつきましては、昨年度、高温障害、近年、高温多湿の状況が続いているということでありまして、種芋の現場においても令和6年度、生産が不良となったということでありまして、これにつきましては、要は7年度における原種、採種の生産に必要な種が不足したという状況であります。おおよそ2割ほど不足したということでありまして、通常であれば令和7年産の種を使うところを、令和6年産の原種、採種を用いた再増殖、もう一度同じ種を使った再増殖に取り組む支援、これについて国で支援単価8,000円を交付するという事業がございます。こちらを今回、補正予算計上させていただいたところであります。 また、作付面積であります。これにつきましては、令和6年と令和7年で少なくなっているという状況であります。まだ令和7年は計画であります、申請段階の面積と比較しまして、種芋
--------------------	---

議長 中山議員	の作付が若干減少しているという状況であります。 以上です。 1 番、中山議員 ちょっと理解できなかったんですけども、緊急増殖という部分での高温障害というようなことでの対象で補助ということになると、この罹病率低減の部分、そこに補助金額が1,600万円というのと、種ばれいしょの緊急増殖についても1,600万円と両方あるんですよ。これ両方、生産者に補助されるということになるんですか。高温障害に対する対策というのは、今何か考えているのか。その辺について、私もちょっと理解できませんので、説明していただきたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 まず、罹病率の低減、これにつきましては、種芋の生産、原種、採種全てに対して支援が受けられるというものであります。 2 番の緊急増殖、これにつきましては、令和6年産の原種、採種を用いた、昨年度2割ほど予定よりも種が取れなかったという、その増殖を行う農家さんに限って支援が受けられるというものであります。 ですので、罹病率と緊急増殖、どちらも交付対象になる方と罹病率低減のみ交付対象になる方というふうに分かれるということでございます。 高温対策につきましては、なかなか具体的な手段がないということでもあります。また、私ども厚沢部の種芋の原種、採種の現場にかかわらず、原原種を作られる種苗管理センター、こちらのほうでもかなりやっぱり高温障害を受けて原原種が不足しているという状況もあります。ですの

議長 中山議員 議長 農林課長	で、北海道全体として種芋の原原種、原種、採種、これが高温障害によって不足している状況がありますので、こういった国の支援もあるのかなというところであります。 具体的な対策であります、種苗管理センターのほうでは、倉庫に強制の乾燥装置、風を送りながら乾燥させるですとか、そういった種芋の保存ですとか老化防止の取組はされているようでもあります。 また、私どもの農協さんのほうでも種芋の保存については気を使われているところだと思っておりますし、あと、圃場に植え付け後の状況によっては、また気象条件にかなり影響を受けるのかなというところではありますが、種芋の保存、保管については、慎重にされているのかなというふうに考えております。 以上です。 1 番、中山議員 課長、さっき昨年度の高温障害というようなことで、発芽率の部分で判断して、緊急増殖の部分での補助ということになるのか。そうすると、さっき課長の説明の中で、対象になる農家と対象にならない農家が出てきますというようなことなんですけれども、その辺について、もう現況できちっと判断されて決まっているのかどうか、それとも今後の推移を見た中で判断されるのか、どこの部分で判断を決定するのか、お聞きしたいと思います。 農林課長 交付の判断というところなのかなと思いますが、まず、緊急増殖、これにつきましては、まず品種で申しますとメークインの種がやはり影響が大きかったということでもあります。ですのでメークインの原種、これを使われている方がこういった支援を活用されるのかなというところであ
---------------------------------------	--

議 長 浜 塚 議 員 議 長 農 林 課 長	ります。実際には、種ばれいしょの品種は7品種から8品種ほど厚沢部町内では作られております。その中でもメイクインが主なんですけれども、そういったメイクインの種を使われる方、こちらの方が緊急増殖の支援は受けられるということでもあります。 ちょっと手元にメイクインの原種農家さんの名簿がちょっとないものですからあれですが、基本的にはそういった品種を作られる方の支援というふうに考えていただければよろしいかと思います。 以上です。 3 番、浜塚議員 私、再増殖ということ、よく分かりません。それで、種芋には原種、採種それぞれありますけれども、品種が何種類もあると思います。それで、今話しているのは、メイクインの部分の再増殖ということでないかなということで、今気がつきました。ただ、増殖というと、前年採取量が減った分は増殖にはなりませんよね。それらの説明をお願いしたいと思います。 農林課長 この増殖の考え方ではありますが、よく農協さんとかでは足踏みした面積、要は令和6年産から令和7年産に増殖するべきところを足踏みしてとどまった面積ということでもあります。ですので、令和6年産から7年産にこれだけ増やしたいという種の数量があったかと思いますが、それが不足したと。令和6年産の種につきましては、種に全て全量使われるわけではありませんので、食転と、食用に転用される面積、これの数量もございますので、そういったものの中から種芋の生産、再増殖に使う種も確保しつつ、令和7年度に再増殖を行うという仕組みであります。何と言ったらいいんでしょう、通常は足踏み面積に対しての再増殖というような言い方をするよ
---	--

議 長 浜 塚 議 員	うであります。 あとは、品種でありますね。品種につきましては、先ほど申しましたようにメイクイン、こちらが一番発芽率が悪くて、種が不足したというところであります。また、もうひと品種ございます。こちら加工用に使っているオホーツクチップ、こちらも種が若干不足したということでもあります。この２品種が、令和７年度の再増殖の対象品種ということでございます。 以上です。 ３番、浜塚議員 説明、何となく分かってきました。それは、品種ごとに増殖をする、２種類ありましたよということですよ、そうですね。増殖であれば、前年より作付面積が広いということは増殖にはならないと思ったものですから、今のよう質問をさせていただきました。分かりました。
議 長 議 長 議 長 議 長 高 田 議 員	ほかに６款農林水産業費について質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは、次に、７款商工費について質疑ありませんか。ページ数は１６ページです。 商工費について質疑ありませんか。 ２番、高田議員 説明資料で確認したほうがいいかなと思うんですけども、観光費のところの函館空港アクセス改善プラットフォーム負担金ということで、負担金なので各町の負担だと思うんですが、去年の実績に基づいたところの負担金ということで今回見ているんでないかなと思うんですが、もし去年の実績を御説明できればお願いしたいと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 函館空港アクセス改善プラットフォーム負担金でございますが、今回予算計上したものについ

議長 高田議員 議長 政策推進課長	ては、今年度の事業に係るものでございます。昨年は実証実験ということで行いまして、おおむね60万円弱ですか、最終的に。予算は100万円見ていたんですけれども、60万円弱。昨年の事業内容というのは、初年度ですので車の配備の経費とかがありましたので高かったということで、今年度の中身については、PR費用、また運行費用ということで、その実績に応じてお支払いするような形でございまして、実績のときは、また数字が変わると思います。 そして、御質問いただいた昨年の数字なんですけれども、もちろんポスター貼ったり、チラシを配ったり、PRには努めたんですけれども、あと、うずら温泉のホームページなんかにも載せていただきました。ただ、やはり厚沢部町につきましては実績がゼロということになりまして、全体の実績で見ましても、夏の期間が28人ですね、これは江差町、上ノ国町で28人ですね。年末年始のときにつきましては6人ということで、なかなかまだまだちょっと実績には結びついていないような現状ではございます。 以上です。 2番、高田議員 一応の確認です。その負担金というのは、今年度うちの町として利用した場合の実績で負担金の変化があるのか、それとも関係なく今の負担金なのかということで、お願いします。 政策推進課長 負担金は実績で増減するかということですが、結論から申し上げますと、実績で増減します。この内訳というのは、定額部分というものが、さっき言ったPR費用だとかが定額部分になりまして、実際の運行につきましては、具体的な数字言いますと、1運行当たり1万9,000円がかかります。そして、それに何人乗るかですね。1人5,000円をいただきますので、1人乗
---	---

議 長 浜 塚 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	れば1運行当たり1万4,000円、2人乗れば1運行9,000円、そして、あと運行が何回かということで負担金が決まってくるような内容になっています。 以上です。 3番、浜塚議員 今の同じ関連です。 停車位置、停車場所は、あの田沢ですか、あの三差路にもあるんですか。もしあるとすれば、厚沢部町、江差町、上ノ国町以外の人に乗った場合には、乗れるのか、乗れないのか、あるいはこういう負担金。それと、乗る前に出身はどこの町ですかというふうな確認というのはするんですか。説明願います。 政策推進課長 まず、停留場所ですが、3町でやっけていまして、各町2か所ずつを停留所にしております。厚沢部町については、うずら温泉と道の駅、江差町については道立江差病院と壱番蔵、あと上ノ国町についてはコミュニティプラザ、ああ、ごめんなさい、江差町は3か所です。順番にいきます。壱番蔵の次はコミュニティプラザえさし、上ノ国天の川プラザということで、6年度の実績になっております。 ただ、7年度からは途中下車、ただあくまで国道沿いですね、国道沿いで途中下車ができないかということで現在協議中ではございます。 ただ、停留所増やすというのは、この事業というのは、函館空港からのもちろん安い便という意味もありますけれども、アクセス時間を短くする、1時間強アクセス時間を短くすると。普通であれば乗り継いで来なければいけないものを1本で来れますので、そういった事業でもござい
---	---

議 長 浜 塚 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長 議 長 議 長 議 長	ますので、余り停留所を増やすというのも得策ではないということでやっております。 あと、予約の関係のお話だと思うんですけども、出身地とか関係ないです。あくまで観光で訪れる方も使えますので、事前に予約をしていただいてということにはなります。もちろん観光以外にも、例えば、江差町のお祭りだから帰省したい、厚沢部町のお祭りだから帰省したい、そういったことにも使えますし、あとは観光で来たいとか、ちょっとお盆に里帰りしたいとか、そういったときにも使えるよう中身にはなっております。 以上です。 3 番、浜塚議員 この説明書見ますと、普通車 4 名乗りとなっているんですよね。時期的に変えるというようなことになろうかと思えますけれども、私は見て 4 名でいいのかなと思いましたので、その辺はやはり時期的に見て車を変えるということでよろしいですね。 政策推進課長 4 名乗りということで予算は積算しているんですが、実際はジャンボタクシーもございます。ただ、去年の実績を踏まえると、ジャンボタクシーはちょっと利用されないかなということで、普通車で積算をしているような状況でございます。 以上です。 7 款商工費について、質疑ほかにありませんか。（発言する声なし） それでは、次に、10 款教育費について質疑ありませんか。ページ数は 17 ページから 19 ページまでです。 教育費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
--	---

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 1 号令和 7 年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中でありますが、休憩して昼食といたします。
議	長	午後は 1 3 時から再開をいたします。（ 1 1 : 5 7 ）
議	長	午前中に引き続き審議を続行いたします。（ 1 3 : 0 0 ）
議	長	日程第 7 議案第 2 号令和 7 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第 2 号の令和 7 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 5 ページまでです。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２号令和７年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第８議案第３号厚沢部町選挙ポスター掲示場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	選挙委員会書記長
選挙管理委員会書記	長	議案第３号の厚沢部町選挙ポスター掲示場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第３号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第３号厚沢部町選挙ポスター掲示場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第 9 議案第 4 号厚沢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第 4 号の厚沢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 4 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号厚沢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 10 議案第 5 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第 5 号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたし

		ます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第５号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１１議案第６号厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第６号の厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 6 号厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 2 議案第 7 号ふれあいセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第 7 号のふれあいセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 7 号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 7 号ふれあいセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第 1 3 議案第 8 号財産の取得について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局		議案第 8 号の財産の取得について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	2 番、高田議員
高 田 議 員		入札の後なので、この内容を聞くのもいかなものかと思いつつも質問するんですが、端末 2 6 0 台ということで全てがタッチ操作のできるパソコンというふうにさっき聞いたつもりなんですが、それでよろしいですか。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局		今回の更新の機種については全て、2 6 0 台全て同じモデルになっております。これまで小学校の低学年では i P a d ということでタッチ操作がメインとなって、高学年以上、中学生については、キーボードも一体、ついている端末であったんですけども、今回はタッチ操作もできる機種ということで、低学年から中学生まで同じ機種となっております。
		以上です。
議	長	5 番、香川議員
香 川 議 員		今第 2 期ということで、第 1 期の頃、約 5 年経過していると思うんですけども、その中でタブレットなり端末ですね、使用していくうちに故意でないにしても落とした、何したで結局使い物にならないとかあるらしいんですよ。それで、そうなった場合、今回スペアというか、もし故

		障が起きて使えないとかとなったときの、そのスペアも見込んでの２６０台であるのか、説明をお願いします。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局		今回の２６０台については、予備機も含めての２６０台ということになります。
		以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第８号財産の取得について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１４議案第９号財産の取得について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第９号の財産の取得について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	２番、高田議員
高田議員		今総務課長の説明で聞こうと思ったことを説明されたので、メモろうとかと思ったら、確実に

議 長	メモしてなかったなので、もう一度説明をお願いします。
総務財政課長	総務財政課長 システムの構成であります、親局設備一式のほか、戸別受信機400台、スマートフォンとタブレットのアプリ、スマートフォンアプリが3,000ライセンス、それと情報配信用のタブレットが4台であります。
議 長	5番、香川議員
香川議員	先ほど課長の説明の中で、スマートフォンアプリ3,000ライセンスという言葉ありましたが、そのライセンスについて、結局簡単にスマホで入れるものか、手続が必要なのか、そのライセンスについて説明をお願いします。
議 長	総務財政課長
総務財政課長	スマートフォンのアプリとして、普通のアプリと同じようにダウンロードしていただいてもう使用可能となりまして、一応ここでは3,000ライセンスとしておりますが、これが4,000になっても料金は同じというふうに聞いておりますので、あくまでも設定として3,000ライセンスとしていますが、これを超えても問題ない形で進められると考えております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議 長	それでは、質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（発言する声なし）
議 長	討論を終結します。
議 長	議案第9号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 9 号財産の取得について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 5 報告第 1 号厚沢部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総 務 財 政 課 長		報告第 1 号の厚沢部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	報告第 1 号厚沢部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告済みといたします。
議	長	日程第 1 6 意見書案第 1 号から日程第 2 1 意見書案第 6 号までの 6 件を一括議題にしたいと思 います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	お諮りします。意見書案第 1 号から意見書案第 6 号につきましては、議会運営委員会で協議 し、提出することに決定しております。したがいまして、あらかじめ配付しておりますので、朗 読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	したがいまして、意見書案第 1 号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施 策の充実・強化を求める意見書、意見書案第 2 号地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書 案第 3 号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」など教育予

		算確保・充実と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第４号道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、意見書案第５号令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第６号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書、以上の６件について原案どおり可決されました。
議	長	日程第２２閉会中の継続調査の申出について議題とします。
議	長	お諮りします。総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありましたので、両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
議	長	日程第２３議員の派遣について、お諮りします。会議規則第１２０条の規定によって、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。
議	長	以上で本定例会に提出された案件の審議、全部終了をいたしました。会議規則第７条の規定により、これをもって会議を閉じたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、本定例会はこれをもって閉会することと決定をいたし

議 長	ました。 令和 7 年第 2 回厚沢部町議会定例会、閉会します。御苦労さまでした。（ 1 3 : 4 2 ）
-------------------	--